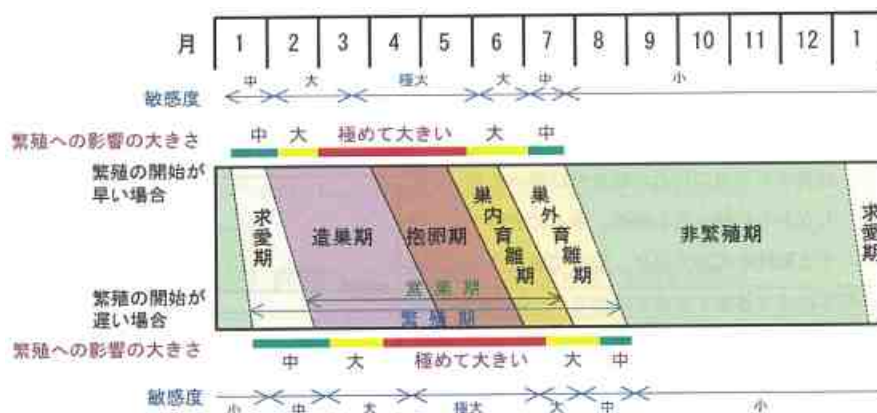


平成 24 年におけるオオタカ繁殖に配慮した作業規制について

事業区域周辺に生息しているオオタカの繁殖への影響を極力回避するため、事業に関連する3つがいが(Aつがい、Bつがい、Cつがい)を対象に、繁殖期における作業規制を行うものとします。

オオタカに対する環境保全対策の方針〔工事の実施〕
工事の実施による負荷を最小限にとどめ、オオタカの南摩ダム周辺個体群の繁殖活動の維持を目標とする。(H20.5.20 ダム基本設計会議環境部会)

オオタカの生活サイクル



オオタカの繁殖への影響の恐れがある期間(求愛期～巣外育雛期中期)は、平均的には1月～7月であり、作業規制の期間も概ねこの期間となります。

1. 規制措置の考え方と内容

営巣中心域

巣、餌の解体場所、ねぐら、巣立ち幼鳥の利用場所等、繁殖活動を継続する上での最重要区域であるため、できる限りの規制措置をとることとします。

H24 年においては、繁殖期間中に営巣中心域内で工事等を行わないことが可能なため、オオタカのモニタリング(熟練者による)を除き、一切、立入らないものとします。

対象区域 : **繁殖の可能性があるつがいの営巣中心域内**

規制措置 : **原則立入り禁止**

期間 : 繁殖期入り以降、幼鳥が巣から出て(巣外育雛期に入り)、巣立ち幼鳥が十分に成長するまでとし、オオタカの平均的生活サイクルから、**1月～7月末を基本**とします。

但し、幼鳥の巣立ち時期、繁殖活動の継続状況により、**期間の延長や短縮の可能性**があります(調査結果にもとづき決定)。

採食中心域

主に繁殖期の餌の確保の上で重要な区域であるため、騒音や人の出入りを過去の状態から著しく悪化させないための措置をとります。

対象区域：**事業区域全域**

(事業区域はほぼ全ていずれかのつがいの採食中心域に含まれる。また、オオタカは留鳥であり繁殖活動の有無に関わらず事業区域を生息場所としていることから)

規制措置：

- ・**低騒音、低振動型建設機械**の使用。
- ・工事車輛、建設機械の**空吹き等を行わない**。**むやみにクラクション等を鳴らさない**。
- ・走行速度の自主規制(**走行規制区間内での最高速度 40km/h**)を行う。
- ・**夜間～早朝(日没 但し1月は17時～8時)は極力作業を休止**する。
- ・**オオタカ及び営巣地方向を長時間注視しない**。

の項目は、オオタカ保全に限らず、地域の環境全般に配慮した環境保全対策でもあります。

期 間：地域の環境全般に配慮した措置(の項目)は、その目的上、**通年**となる。

夜間～早朝の作業休止及びオオタカや営巣地方向を注視しない措置は、オオタカの平均的生活サイクルから、**1月～7月末**とします(営巣中心域への立入りほどの影響は考えにくいいため個別の判断は行わない)。

2. 対象つがいごとの規制措置の整理

	営巣中心域	採食中心域
A つ が い	規制措置： 原則立入り禁止 期間： 1月～7月末 事業区域でないため、立入り可能とする時期の個別の判断は、立入りが必要になった場合のみ詳細に行う	規制措置(環境全般に配慮した措置)： ・ 低騒音、低振動型建設機械 の使用 ・工事車輛、建設機械の 空吹き等を行わない 。 むやみにクラクション等を鳴らさない ・走行速度の自主規制(走行規制区間内での最高速度 40km/h)を行う。
B つ が い	規制措置： 原則立入り禁止 期間： 1月～7月末を当面の目安とし、調査結果をもとに立入り可能とする時期を判断 する	期間： 通年 規制措置(特にオオタカに配慮した措置)：
C つ が い	H17年以降、繁殖活動が確認されていない。(営巣中心域も線引き困難) このため、H24.1月以降のオオタカの行動をみて、必要に応じ立入り禁止区域の設定を行う	・ 夜間～早朝(日没 但し1月は17時～8時)は極力作業を休止 する ・ オオタカ及び営巣地方向を長時間注視しない 期間： 1月～7月末

・営巣地の大幅な移動や繁殖の失敗等、オオタカの状況によっては、内容を修正することがあります。

[参考]H23年繁殖シーズンの結果

事業関連つがい			周辺つがい		
A	B	C	D	E	F
		-	-	?	

○：巣立ち成功 △：中断又は失敗 -：繁殖の兆候なし